

基本法における宗教授業の保障

菟原 明

- 一 はじめに
- 二 LER擁護論
- 三 連邦憲法裁判所の和解提案と和解
- 四 おわりに

一 はじめに

本稿は、大東文化大学法学研究所報第二三号（二〇〇三年三月）に寄稿した論稿を補足するものである。⁽¹⁾ 同所報では、ブランデンブルク州学校法にいう「LER」⁽²⁾が、宗教授業を正規の授業科目として保障する基本法第七条第三項第一文に適合するかどうかをめぐり、また、ブランデンブルク州は、基本法第一四一条のいわゆる「ブレイメン条項」の適用をみるかどうかをめぐって、これに対し否定的な立場を採る見解をもっぱら扱った。⁽³⁾ もっとも、基本法への「ブレイメン条項」導入のきっかけとなったともいえるべきブレイメンでは、現下の「聖書の歴史」授業は、M・W・ラムプの指摘するところによれば、「六〇年代および七〇年代のブレイメン福音教会は、この聖書の歴史授業をまだ明確に支持して

いたとしても、今では、ブレイメン・モデルは挫折したと確信するにいたっている。そうして、聖書の歴史授業は、『痛ましい状況』にある。聖書の歴史授業の九〇パーセントまでは、もう教授されていないといえよう。新学校法によって提供されたこの学科目は、ほとんど提供されておらず、また、行われているとしても、わずかにかろうじて行われているにすぎない。したがって、ブレイメンの学校では、『聖書の歴史授業』は、事実上無意味と化しているといえよう⁽⁴⁾、といわれる状況にあるようである。

本稿では、まず第一の検討課題として、このような否定的見解に対し、ブランデンブルク州の立場から、同州学校法が導入した「LER」を擁護する見解が、どのような法的論理構成のもとで展開されているか、をB・シュリンク等の議論にもとづき展望する。

さらに、前稿ですでに指摘しておいたように、この問題は、連邦憲法裁判所の和解提案にしたがった解決がすでに実現されており、基本的にはこの和解提案にもとづき、ブランデンブルク州の学校法も改正された。ちなみに、二〇〇二年七月一〇日ブランデンブルク州学校法第三次改正法は、二〇〇二年八月一日に発効した。なお、憲法異議提起者の六者のうち、一者（福音主義の生徒と親）だけが、前稿でも触れたように、連邦憲法裁判所法第三二条により、ブランデンブルク州議会が、連邦憲法裁判所の和解提案を基礎にして、学校法改正法案を審議することに反対する仮命令発令を求めると申立を行った。その理由は、裁判所によって提案された和解を選ぶか否か、という二者択一は、彼らにとって違憲であることを理由とするものであった。この異議申立は、二〇〇二年四月三日に却下されたが、その際に、連邦憲法裁判所は、本案手続は依然として係属しており、ブランデンブルク州学校法改正後、申立の取消を通じて終了されないかぎりにおいて、本案手続で決定されることになる旨、判示していたが、連邦憲法裁判所第一部は、二〇〇二年一〇月三十一日決定⁽⁵⁾をもって、ブランデンブルク州立法者が新たな規律を行ったことから、本手続に関する公益がもはや存在

しないとして、本件手続を終了した。

さらに、第二の課題として、連邦憲法裁判所がとった本件解決の手法としての「和解提案」に関し、簡単に触れておくこととする。⁽⁶⁾

最後に、本件争議は、法的にはすでにその解決をみたが、「合意」ほか、「改正法」、「法規命令」に関する資料について、ゲティンゲン大学法学部公法学担当のクリスティアン・シュタルク教授 (Professor Dr. Christian Starck) から、そのコピーを入手することができた。しかし、その具体的内容については、前稿提出後に入手したという時間的経緯から、また所報という性格からくる紙数の関係で、前稿では触れることができなかった。ここでは、これらの資料の紹介を、今後の課題としておいた。それ故に、本稿では、上記資料の紹介を行うことが第三の課題となる。⁽⁷⁾

(1) 菟原明「ブランデンブルク州学校法にいう『LER』は、基本法に適合するか」(大東文化大学法学研究所報第二三号(二〇〇三年三月))一頁以下。

(2) このLERに関するブランデンブルク州からの情報発信については、vgl. <http://www.brandenburg.de/land/mbjs/schule/32ler3.htm>. 同ページからのリンクも有益。なお、一九九六年春、ブランデンブルク州教育・青少年・スポーツ省によってモデル・実験段階終了後任命された、新しい学科目LERに対する学問的助言の合同作業成果につき、vgl. W. Edelstein/K. E. Grözingler/S. Gruehn/I. Hillerich/B. Kirsch/A. Leschinsky/J. Lott/F. Oser, *Lebensgestaltung-Ethik-Religionskunde. Zur Grundlegung eines neuen Schulfachs. Analysen und Empfehlungen*, Beltz Verl. 2001.

(3) 前稿では、もっぱらカトリックの立場からはシュタルクの見解を、福音主義の立場からはM・ハッケルの諸論稿を扱ったが、カトリックの立場から、この問題をすでに早く詳細に論じた文献としてたよび、vgl. M. W. Ramb, *Das Verhältnis von Kirche und Staat nach der deutschen Wiedervereinigung in der Krise?*, Peter Lang 1998 があゆ。

(4) M. W. Ramb 註(3) S. 97, Anm. 125. N. Janz, *Lebensgestaltung-Ethik-Religionskunde* (im Brandenburgischen Schulgesetz, in: *Neue Justiz*, 5/2003, S. 243, Anm. 34 以下)が、最近また無宗教的な科目「価値教育」(Werteeziehung)

sche Rat)での審議を基礎にして、第一四一条が新州にも適用される、との結論を導出するにいたった。「LER」紛争におけるもう一方の側の主張、ブランデンブルク州政府の主張が、いったいどのような論拠にもとづいて擁護され、導出されたのかを、①の論稿および②のモノグラフィィーから、その大要を摘記することでみていくこととしよう。以下では、①の論稿を引用する際には、①S. xと表記し、②のモノグラフィィーについては、②S. xと表記することとする。

I ①の論稿でのその展開

(i) 州立法者は、「宗教授業」の規律権限を有する、とする論拠づけ

基本法の権限秩序にしたがえば、州立法者は、「宗教授業」に関する規律権限を有する(①S. 1008f)。したがって、基本法第七条第三項第一文が要求する、公立学校での正規の授業科目としての「宗教授業」を、憲法の規律を通じて充足するかまたは単純法律の規律を通じて充足するかは、州立法者の裁量に任される。そうであれば、ブランデンブルク州憲法が、単純法律にとって問題となるのは、憲法が宗教授業に正規の授業科目の形態を拒否している場合だけであって、基本法第一四一条の適用下にあるかどうかではない。なお、B・シュリンクは、宗教授業が「正規の授業科目」であるとい得るのは、以下のような場合であるといい、これをブランデンブルク州の(単純)立法者は規律できるとする。すなわち、『宗教授業』が、空間的にも物的にも学校領域から排除されおらず、選択科目ではなくて必修科目であり、他の必修科目に対して、週時間割において時間割編成配置の際に差別されておらず、州法上確定された教授の自由および教授方法の自由に算入されており、そして、総じていえば、州(Der Staat)が、物的、人的費用を担うかぎりにおいて、宗教授業の主宰者である、場合である。しかし、宗教授業は、進級に重要な授業科目ではあり得ないし、あってはならない」と(①S. 1009)。

(ii) 基本法第七条第三項第一文にいう「宗派にかかわりのない学校 (die bekennnisfreie Schule)」を「標準的学校 (Regelschule)」として形成する、とする論拠⁹は

基本法上、教育高権は州に認められていることからすれば、ブランデンブルク州の単純立法者には、同州においてどのような学校形態を、「標準的学校 (Regelschule)」として形成するかが委ねられている。B・シュリンクは、連邦憲法裁判所判決¹⁰を引証しつつ、基本法第七条第三項第一文は、「宗派にかかわりのない学校」を除いて、公立学校での正規の授業科目としての宗教授業を要求していることからすれば、ブランデンブルク州単純立法者にとっては、「宗派にかかわりのない学校」を「標準的学校」とすることで、基本法第七条第三項第一文は重要性をもたなくなることを指摘する¹¹。もっとも、このような例外の原則化による正規の授業科目としての宗教授業を回避するともいうべき方式、すなわち、宗派にかかわりのない学校 (世俗的学校) を標準化する方式は、あらゆる公立学校から宗教授業を排除する可能性を、基本法第七条第三項第一文から導き出すことで、公立学校での正規の授業科目としての宗教授業の空洞化が図られる、との批判が容易に予想されるであろう¹²。

(iii) 第一四一条の適用をみる「州」とは、「法主体 (Rechtssubjekt)」としての州ではなく、「領域 (Gebiet)」としての州と理解される、とする論拠¹³は (成立史にもとづく基本法第一四一条の解釈)

基本法第一四一条の「一九四九年一月一日時点で、別段の州法上の規律が存続した州においては適用されない」という文言での「州」の前提として要求されるのは、その「法主体」性であり、それが継続的に存続しているとの要件である、とする見解¹³に対し、シュリンクは、議会評議会での議論から確認されるのは、まず第一に、(a) たしかに、本条が、ブレームンのために要請され、討議されたことは否めないが、しかし、本条の適用対象とされたのは、ブレームンに限定されず、これに関わる州すべてが本条の適用をみることに意図されていた、ということ^① (S. 1010)、ついで、(b) そ

の成立史が示していることは、基本法第一四一条の適用対象として想定されていたのは、西側地域 (Westzone) の州だけではなく、ベルリンや東側地域 (Ostzone) もそうであった、ということを中心とする。さらにまた、(c) 第一四一条創設の際、各州の形成は、州の再編成・統合を通じて依然として流動的な状態にあったことからすれば、基本法第一四一条が問題としていた州とは、法主体としての州ではなく、「領域」としての州であった、と説く。つまり、「州が、法主体として成立し消滅していくこの状況下で、基本法第一四一条では、法主体としての州ではなく、領域が評価されている。その州が基本法第一四一条のもとにある、ということは、一九四九年一月一日時点で、別段の州法上の規律が存在した領域がこの州に帰属する、という法効果である。帰属の構成要件標識が、いつ充足されたか、また、充足されることとなるか、はどうでもよい」(① S. 1011)、と。以上から、基本法第一四一条の適用をみる州の法主体性を要求する見解は、成立史にも反する議論である、と論駁される。すなわち、「その法が、基本法第七条第三項第一文を破棄すべき州は、問題となる規範の公布 (それ故に、一九四九年一月一日以前) と領土内における基本法の施行 (「新州」ではそれ故に、一九九〇年一〇月三日) の間の期間に、中断することなく法主体として存在していなければならなかった」ことを、「黙示の要件」として要求する見解は成り立ち得ない (① S. 1011)、と。

(iv) 基本法第一四一条の意義と目的の解明による論拠づけ (基本法第一四一条の目的論的解釈)

シュリンクは、新州への基本法第一四一条の適用を否認する見解のそれぞれの論拠を、その意義と目的の理解に関連して、以下のように批判する。

まず第一に、(a) 基本法第一四一条の意義と目的は、(一九四九年一月一日時点で) 「旧来の伝統の維持」を可能とする点に見出されたのであり、また、今日でも見出され得るとすれば、新州が基本法第一四一条のもとにあるかどうかの問題にとって肝要なのは、新州が旧来の伝統を有するかどうか、ということに帰着する。たしかに、基本法第一四一条の

いわゆる「ブレイメン条項」で問題となったブレイメン⁽¹⁴⁾では、一七九九年以降私立学校で、また、一八二三年以降公立学校で、聖書の歴史における宗派に拘束されない授業が存在していた。とはいえ、しかし、この授業は、連合したプロテスタント的な信仰に義務づけられていた授業であった。そうであれば、これは、真正の宗教授業であると位置づけられる⁽¹⁵⁾のであり、そこから、シュリンクは、それ故に、基本法第一四一条の「旧来の伝統を維持する」という意義と目的は、説得力のある論拠ではあり得ない、とこれを批判する。シュリンクはいう。「基本法第一四一条の意義と目的は、旧来の伝統を維持するという点に見出され得ない。たとえ、基本法第一四一条の審議へのあれこれの参加者にとって、まさしくこの意義と目的が問題であったといわれるとしても、このことは、客観的状况にかんがみれば、究極的には決定的とはいえない主観的所見でしかない」と(① S. 101ff.)。第二に、(b)その意義と目的を、「各州における民主制的に正当化された、各州それぞれに型どられた当該州の法的形成に見出されることを尊重する」、という点に求める見解を、批判して彼はいう。「ただ民主制的に成立させられ、正当化される既存の州法上の規律だけが、基本法第一四一条の構成要件をみたす、ということ、本条の文言も成立史も支持しはしない。一九四八年と一九四九年の状況は、またこのようでもなかった。その年の状況では、民主的生活は、各州でまさしく始まったばかりであった」と(① S. 1012)。

とすれば、基本法第一四一条の意義と目的は、彼によってどう理解されたのか。つまり、ある州は、基本法第七条第三項第一文に対する自由な手を受け取り、別の州には何故これが拒否されるのか。

シュリンクはいう。基本法第七条第三項第一文につき、これに賛成する者と抵抗する者との間で、(宗教授業を正規の授業科目、選択科目または必修選択科目とするような)内容的な妥協を通じて解決されること、ができなかった。それが故に、この閉塞状況は、基本法第七条第三項第一文は、基本法第一四一条を通じて、その適用領域の点で制限される

ことで解決されたのであり、基本法第一四一条は、これ以上の深い意義と目的をもつものではない。そうであれば、基本法第一四一条は、新州にも有効に適用される(① S. 1012)、と。

(v) 基本法第一四一条適用下での新州の宗教授業の扱いについて

新州が基本法第一四一条の適用を受けるとしても、それでは、宗教授業は、新州ではどう扱われるか、が明確にされる必要がある。この問いに対し、シュリンクは、新州が基本法第一四一条の適用下にあることからすれば、州憲法制定者と同じく、州の単純立法者も、基本法第七条第三項第一文の拘束から自由であり、それ故にまた、州のこの自由は概括的でもある、という。したがって、州立法者は、基本法第七条第三項第一文に対応する規律を行うこともできれば、それを再度廃止し、また、再導入することもできることとなる。しかし、その場合でも、州立法者が宗教授業に与えねばならない「重さの問題」、とりわけ、どれほど多くの重きをおいてよいかではなくて、どれほど少なくともよいか、の問題の解決が課題として残されている。シュリンクは、この問題に対する連邦憲法裁判所の対応の仕方をみれば、一方では、自由な形成を行う州が要請され、是認されており、他方では、基本権上の活動に活動の余地を与える州が要請され、是認されている、という。学校祈禱事件決定⁽¹⁶⁾また行刑法事件決定⁽¹⁶⁾において、この二つの対抗的な方向性、すなわち、一方で、基本法第七条第三項第一文の枠内での州の宗教領域での学校形成の原則的に自由な形成の方向性、他方で、基本法第四条第一項および第二項による、信仰確信 (Glaubensüberzeugung) 活動に対する活動の余地の保障の方向性(この基本権上の活動は、価値秩序によってカバーされる、共同体に関連する目的を達成するのに不可欠である場合にだけ、制限される)、がみられるという。それでは、このような、相反するともいうべき州への役割要求は、宗教授業に関して、どのように理解され得るのか。これへの回答をもって、シュリンクは①の論稿を閉じる。すなわち、「基本法第七条第三項第一文の埒外で、宗教授業は、基本権上、たしかに必修科目として、また、選択科目としても要請さ

れてはならないし、州は、宗教授業を、財政的に援助し、組織してもならず、また、宗教授業を州の監督に服させてもならない。しかし、州は、基本権上、教会やその他の宗教共同体によって責任をもって行われる宗教授業に、活動の余地と時間を与えねばならず、そして、宗教授業に、組織的にも、州固有の形成責務と一致させる考慮がはらわれねばならない」(① S. 1013) と。

II ②のモノグラフィーでのその展開

ブランデンブルク州憲法制定以前の段階でものされた①の論稿で、基本法第一四一条が、新州(ブランデンブルク州)に適用されるとする論拠は大要以上である。それでは、すでに連邦憲法裁判所に、いわゆる「LER」紛争が係属している間にものされた②のモノグラフィー⁽¹⁷⁾では、その論拠は、どのように展開されたのであろうか。⁽¹⁸⁾

いうまでもなく、シュリンク/ポッシャーが主張するように、「基本法第一四一条が新州に適用されるならば、基本法第七条第三項第一文も、宗派にかかわりのない学校に対するその例外もことごとく、新州では適用されない」(② S. 103) が故に、本件のような争いは生じる余地はない。しかし、この基本法第一四一条の新州への適用可能性をめぐる問題は、憲法上また国家教会法上の文献ではげしく争われているが、それは、大別すれば、体系的には以下三つの見解に要約される、という。これら三つの見解のいずれが妥当かは、基本法第一四一条の規定の文言や体系的性からしてだけでは明らかとはならず、そのためには、①の論稿と同様に、成立史(die Genese)から⁽¹⁹⁾ 解明することで、とりわけ議会評議会での審議状況を詳細に跡づけ、これを再構成することで、この問題は解明され得る、と彼らは強調する。そうして、この再構成の結果、基本法第一四一条の新州への適用可能性が、したがって、ブランデンブルク州への適用可能性が、弁証されるのである。以下、この三つの見解のうち、彼らは、いずれの見解を、議会評議会での審議を再構成すること

によって、妥当と結論づけたのであろうか。

(i) 基本法第一四一条の新州への適用の可否をめぐる三見解について(② S. 13ff.)

(a) 創設州テーゼ (die Gründungsänderthese) その第一の見解は、「創設州テーゼ」と特徴づけられる見解である。このテーゼによれば、基本法第一四一条の適用領域は、一九四五年五月二三日時点で、すでに基本法に参加していたような州に限定される、とされる。したがって、この見解では、基本法第一四一条は、ただドイツ連邦共和国の創設州にだけ適用されることから、同条は、たんなる「経過規定」の意味しかもたない。このような経過規定をおいた意味は、連邦共和国創設に参加した州で、基本法第七条第三項第一文とは異なる伝統をもった州に、基本法への同意を可能とするための妥協の方策であった。そうであれば、当然に、基本法第一四一条は、一九九〇年一〇月三日時点で、はじめて連邦共和国に加入した新州(東側地域 - Ostzone)には適用されるはずもなく、ブランデンブルク州は、基本法第一四一条を援用できない。

(b) 領域的理解 (das territoriale Verständnis) その第二の見解は、基本法第一四一条の文言と成立史 (die Genese) にとくにその根拠を求める見解であり、「領域的理解」と呼ばれる見解である。この見解によれば、基本法第一四一条は、ドイツ連邦共和国の州に、その領域 (das Gebiet) で、一九四九年一月一日時点で基本法第七条第三項第一文とは背馳する規律が存在したかぎりにおいて、適用される、とする。この見解によれば、ブランデンブルク州は、基本法第一四一条を援用できる。何故なら、一九四七年二月六日ブランデンブルク州憲法第六六条⁽²⁰⁾は、宗教授業を、学校の教室での教会の行事 (die Veranstaltung) として知るにすぎず、したがって、その領域では、一九四九年一月一日時点で、宗教授業を、学校での正規の授業科目としては規定していなかった規律が存在していたことになるからである。

(c) 同一性テーゼ (die Identitätsthese) その第三の見解は、基本法第一四一条の適用をみる州には、「法主体」としての州の同一性が前提される、とする見解である。この見解では、基本法第一四一条を援用する州が、連邦共和国の創設州であったことを要求しはしないが、しかし、当該州は、一九四九年一月一日以降、中断することなく同一性を保持していなければならない、という。とはいえ、議会評議会では、同一性テーゼを主張する意見によって、たとえば州の新たな創設や州の合併を通じて生じる領域変更は考慮されていたし、また、この同一性テーゼによれば、一九四九年一月一日時点でまだ存在していなかった州が、一九四九年一月一日時点で存在していた諸州合併から成立したときには、基本法第一四一条が適用される、とも想定されていた。

(ii) シュリンク／ポッシャーの論拠づけ

それでは、シュリンク／ポッシャーによって、これら三説のうち、どの説を、主として議会評議会での審議（成立史）は根拠づける、と捉えられたのか。

シュリンク／ポッシャーは、議会評議会での基本法第七条第三項第一文および基本法第一四一条の現行条文の成立過程を三つの段階に区別する。その第一段階は、ヘーレンキムゼーの憲法会議と一九四八年一月までの議会評議会での審議である。この段階では、まだ宗教授業に関する規律は規定されていない（② S. 17-20）。第二段階は、一九四八年一月二三日の原則問題委員会第二四回会議で、宗教授業に関する規定について最初の諸提案が行われ、そして、後の基本法第一四一条の第一次草案を内容とする五人委員会による提案がなされたときまでである（② S. 27）。第三段階は、キリスト教民主党 (die Christdemokraten) にとって、後の基本法第一四一条の規律を防止するか、制限するところが問題となった段階である（② S. 46-63）。彼らは、議会評議会での三段階にわたる審議過程をつぶさに検討した結果、連邦主義的観点（とりわけ、州の文化的自律性の保障の観点からすれば、宗教授業の全面的、例外なき導入は、州

の文化高権を侵害するだけでなく、既存の州法上の規律と伝統の侵害をも意味する」と全ドイツ的に適用領域は想定されていたことを抽出する(② insbes. S. 22ff.; 33ff.; 39ff.; 73ff.)。たとえば、彼らはいう。「基本法第七条第三項第一文の原則の導入は、基本法第一四一条の例外の導入に論理的にだけでなく、歴史的にも先行していた。後の基本法第一四一条をめぐる議論を顧慮すれば、後の基本法第七条第三項第一文の導入をめぐる、とりわけ二つの議論の局面が興味を引く…その第一は、宗教授業の連邦国家的規律を必然的にともない、そして、最終的には基本法第一四一条の例外規定へと帰着した連邦主義的な諸問題 (die föderalen Probleme) は、当初から認められた。後の基本法第七条第三項第一文の導入をめぐる議論は、つねにまたすでに、例外の必要性をめぐる議論でもあった。その第二は、宗教授業に関する規定の採用に帰着した熟慮はすでに、ソヴィエト占領地域の諸州を主要な動因として、ともに算入していた。『東側地域 (Ostzone) の諸州』は、宗教授業の審議において、当初からともに考えられていたのであった」(② S. 21)、と。したがって、基本法第一四一条の起草者たちにとって重要だったのは、「伝統的な規律の存続が保持されるだけでなく、関係する州が、将来も宗教授業を州の責任で規律することができる」(② S. 73)、ということであった。そうであれば、「新しい法文(＝現行第一四一条)は、今一度、基本法第一四一条は、経過規定と理解されてはならない、ということ を明らかにしている……議会議会の議員たちは、背馳する州法上の規律に関して領域的に思考していた」(② S. 73 f.)、といえる。

以上のような彼らの議論の展開から即座に判明するのは、「創設州テーゼ」(経過規定説)は否認され、「領域的理解」(ソヴィエト占領地域を含む、異なる規律を行っていた領域)が基本法第一四一条の理解にとって適切であり、したがって、新州(ブランデンブルク州)には基本法第一四一条の適用がある、との帰結が導出されるということである。いわく、「基本法第一四一条は、宗教授業に反対する決断を意味するのではなくて、宗教授業に関する決断をただたんに、

基本法第一四一条によって把握され、そして、基本法にしたがって原則的にまた、文化憲法の問題に管轄権を有する州へ移すにすぎない。基本法第一四一条が適用されるところでも、宗教授業は、州民の民主制的に形成された意思に適合するならば、すべての学校で導入され得る。……基本法の文化国家的規律は、自明ながら全ドイツ的要求をもつと理解された。それは、潜在的にはすべての（占領）地域に関連づけられていたし、また、ザール地域も自明ながらともに考えられていた」（② S. 84）、と。しかし、残された「同一性テーゼ」は、彼らによってどのように批判されたのか。今一度、三つの見解に対する彼らの説くところをみることで、ブランデンブルク州政府擁護論の総括とする。

(iii) 総括

(a) 「創設州テーゼ」批判 本見解に対する批判はすでにみてきたが、彼らはこれを今一度以下のように詳細に批判する。「基本法第一四一条のさまざまに議論された解釈を顧慮すれば、成立史の資料が明らかにしているのは、基本法第一四一条は、単純に連邦共和国の創設段階のために考えられ、創設州にだけ関連づけられた規律である、と理解する一切の解釈は、この規定の成立史や、成立史に表れている議会評議会議員の多数派の意思と一致させられ得るものではない、ということである。……一九四九年五月二三日時点すでに基本法に参加していた州に基本法第一四一条を地理学的に限定することは、東側地域の州への適用可能性がまさしく、それらの州が加入する場合に、キリスト教政党や教会側からの激しい抵抗を呼び起こした、という事実と一致しない。キリスト教政党や教会は、これに相応する改正提案ないしブレイメンまたは創設州に規律を制限する請願を提出していたが、これは、多数となることはできなかった。……一九四九年五月二三日時点で基本法に参加していた州に基本法第一四一条を限定することは、文言だけでなく体系にも反するし、基本法第一四一条の成立史とも一致しない」（② S. 88f.）、と。

(b) 「同一性テーゼ」批判 「法主体」としての州の同一性を前提とする、この見解に対しても、成立史が反論を提

供する。すなわち、「法主体としての州の同一性を前提とする規律を創設することは、議会評議会は、けっして創設州の永続的な存続を想定することができなかったが故に、議会評議会にとつてはすでの外的外れであったといわざるを得ない。当時の時点では、州の発展は、なおまったく流動的であったと思われる。……むしろ、議会評議会は、基本法第一四一条との関連で、州に関しては領域的に考えていたのであった」(② S. 90f.)、と。

(c) 「領域的理解」の正当性 以上両説を批判して、彼らは、憲法制定者の意思に志向した解釈は、「領域的理解」が正当であることを指示している、と主張する。いわく、「(基本法第一四一条の) 関係代名詞 „in dem“ は、『その領域 (in dessen Gebiet)』を意図している。本規定のこの解釈は、その文言および体系に合致する⁽²¹⁾だけでなく、唯一の解釈として、成立史の資料やそこに表れている規範の目的にも適合する」(② S. 91)、『と。

(vi) 結論

以上の他の二説を批判しつつ、領域的理解にもとづいて、シュリンク／ポッシャーは、一九四九年一月一日時点で、基本法第七条第三項第一文とは異なる規律が適用されていたブランデンブルク州は、基本法第一四一条を援用することができるし、したがって、授業科目「生活形成・倫理・宗教科 (LER)」を導入することは、基本法第七条第三項第一文に違反するものでない、との結論を得た⁽²²⁾ (② S. 91)。

(8) B・シュリンクの本稿については、初宿正典「いわゆるブレームン条項の適用範囲―統一ドイツにおける宗教教育の新展開―」(法学論叢第一四四巻第四・五号) 九二頁以下も参照。

(9) ある法規定の意義等を確定するに際し、その成立史の持つ意味につきたと述べ、vgl. K. Lehnig, Der Verfassungsrechtliche Schutz der Würde des Menschen in Deutschland und in den USA. Ein Rechtsvergleich, Lit. Verl., 2003, S. 3. その上で K・レーニヒは、基本法第一条第一項の「人間の尊厳」条項の解釈に関して、「ある法の起源 (die Ursprung) は、しばしば解釈問題、そ

の法の意味内容およびその射程に関する諸問題に対する解答を与える」ことを指摘するが、このことは、基本法第一四一条の解釈に際してもあてはまるであろう。

- (10) BVerfGE 41, 29(46). これにつき、柳眞弘執筆・栗城ほか編集代表『ドイツの憲法判例』(信山社、一九九六年)一〇三頁参照； BVerfGE 52, 223 (243). これにつき、清水望執筆・栗城ほか編集代表、同書一〇九頁参照。
- (11) このような指摘をするのはまた、U. K. Preuß, Staatsrechtliche Grundlagen des Religionsunterrichts, in: Bundestagsfraktion Bündnis 90/ Die Grünen (Hrsg.), Die Zukunft des Religionsunterrichts auf dem Prüfstand der Verfassung, S. 15 以下。トロイスは、そこで以下のようにいう。「私の見解は、ブランデンブルク州は、いわゆる宗派にかかわりのない学校を、標準的の学校へと格上げすることができる、というものである。しかし、少数派の積極的な宗教の自由—これを少数派は主張する—が、州(Stat)によって助成され、そして、それ故に、少数派に十分な制度的空間があたえられる、ということとは、つねに配慮されねばならない」と。
- (12) シュリンクは、このような批判のより重要な理由は、「公立学校を、宗派にかかわりのない学校として形成する新州の自由に反対することである」という(① S. 1010)。
- (13) このような見解を主張するのはたとえば、vgl. Axel von Campenhausen, Christlicher Religionsunterricht an öffentlichen Schulen, in: W. Greive (Hrsg.), „Gott im Grundgesetz?“, Loccumer Protokolle 14/93, S. 99ff. A・v・カムペンハウゼンは、「基本法第一四一条の前提は、その法が、基本法第七条第三項第一文を破るような州は、問題となる規範の公布と基本法施行の間の全期間、法主体(Rechtssubjekt)として存在していた、ということである。このような前提を、新州はみたしていない。…新州は、歴史的伝統との結びつきとは関係なく、旧州とは同一視されない。新州は、SED国家の自由敵的な諸成果を、基本法の自由を擁護する諸規律に反対して主張するために、基本法第一四一条の州法上の例外規律に対して一九四六年および一九四七年の憲法を援用することはできない」(S. 100ff.)と。なおまた、彼は、同論稿でシュリンクを批判して、「シュリンクの論拠づけで注目すべきこととは、SED独裁下で起草された憲法と、西側で自由な決定を通じて採択された国家教会法上の諸規定とを同置している、ということである」(S. 101, Anm. 18)という。
- (14) 一九四七年一月二二日ブレームン憲法第三二条は、「普通教育を行う公立学校は、一般的なキリスト教的基礎にもとづく聖書の歴史における宗派に拘束されない授業をともなう非宗派別学校(Gemeinschaftsschulen)である」と定める(vgl. Verfassungen der deutschen Bundesländer, Beck - Texte im dtv)。
- (15) シュリンクは、この論拠づけとしてBVerfGE 74, 244 (252)を持ち出している。すなわち、「宗教授業は、宗教上の教説の宗派を超越する比較的考察、たんなる道徳論、倫理授業、歴史志向的かつ相対化された宗教科、宗教の歴史もしくは聖書の歴史、ではない。

その対象は、むしろ、宗派の内容 (Bekennnisinhalt) すなわち、その都度の宗教共同体の信仰簡条 (Glaubenssätze) である。この信仰簡条を、既存の真理として伝達することが宗教授業の責務である。」

(16) BVerfGE 52, 223 (242). これにつき、註 (11) 清水執筆参照。BVerfGE 33, 1 (11). これにつき、室井力執筆・栗城ほか編集代表『ドイツの憲法判例』(信山社、一九九六年) 二一七頁参照。

(17) 本書は、連邦憲法裁判所での授業科目「LER」をめぐる手続において、ブランデンブルク州政府のための意見書 (eine Stellungnahme) にもとづく (② S. 6)。

(18) N. Janz 註 (4) S. 241ff. は、「一九九六年初夏の憲法異議の提起ないし規範統制手続申立の提起と二〇〇一年六月の口頭弁論との間に、五年以上が経過し、その間に、ブランデンブルク州では、LERモデルは首尾一貫して拡大されていった。既成事実が創り出されてしまうこととなる、という疑念は払拭され得なかったし、このことは、文献でも明瞭な批判にでくわすこととなった」ことを指摘する。

(19) なお、本書の共著者 R. ボッシャーは、その著作「Grundrechte als Abwehrrechte」, Mohr Siebeck 2003, S. 6 で「ある規範を解釈する前提となる了解と関連して、第一四一条の解釈につき、「個別的事例においてある規範の適用可能性が不明瞭であるときは、規範を取り囲む領域 (das normative Umfeld) の歴史、成立史、目的、および体系性から、個別的事例にとっての結論が導き出され得るかどうかに、つきそれらのことが調べられる。そうして、新連邦州への基本法第一四一条の適用可能性の問題にあっても、本質的に唯一基本法第一四一条の規定と関係する、歴史的、成立史的、体系的そして目的論的論拠づけが引き合いに出される」という。ちなみに、同条は、以下のような規定である。

(1) Das Recht der Religionsgemeinschaften auf Erteilung von Religionsunterricht in den Räumen der Schule ist gewährleistet. Der Religionsunterricht wird von den durch die Kirchen ausgewählten Kräften erteilt. Niemand darf gezwungen werden, Religionsunterricht zu erteilen.

(2) Über die Teilnahme am Religionsunterricht bestimmen die Erziehungsberechtigten.

(21) 基本法第一四一条のドイツ語文を記しておく: Artikel 7 Absatz 3 Satz 1 findet keine Anwendung in einem Lande, in dem am 1. Januar 1949 eine andere landesrechtliche Regelung bestand.

(22) B. Pieroth/Th. Kingreen, Die Einschlägigkeit des Art. 141 GG für das Land Brandenburg, in: W. Erbgut, F. Müller u. V. Neumann (Hrsg.), Rechtstheorie und Rechtsdogmatik im Austausch. Gedächtnisschrift für Bernd Jeand' Heur, Duncker & Humblot 1999, S. 265ff. ㊦ ほぼ同様な論拠で「ドイツ」同一の結論を主張する。

三 連邦憲法裁判所の和解提案と和解

基本法第一四一条が新州に適用されるか否か、それを否定する見解、肯定する見解（ブランデンブルク州政府の立場）と、それぞれの論拠づけを、代表的な論者に焦点を当ててみてきたが、紛争当事者間で、相互に譲歩する可能性の意思があるときでも、連邦憲法裁判所は、必ずなんらかの決定（*Entscheidung*）を下さねばならないか。それとも、当事者間の意思の疎通を図ることで、連邦憲法裁判所法上は、権限根拠規定を欠く場合でも、決定とは別の和解による解決の途を選択することができるのか。本件は、またこのような新たな憲法訴訟法上の問題をも提起した。⁽²³⁾

(i) 本件での連邦憲法裁判所による和解提案の方式は、明文の授權根拠、権限規定はないが、(a) 宗教的領域や世界觀的領域での、また、一般的にはドイツにおける現在の多文化・異文化社会化のもとでの社会的対立が、なんらかの法的紛争となり、規範統制手続または憲法異議手続等で、憲法裁判所に持ち込まれた場合には、連邦憲法裁判所による決定的な法的判断・決着をつけるよりも、当事者間に妥協・合意の意思があるならば、むしろ、連邦憲法裁判所の和解提案により、この提案を基礎にして、当事者間での妥協・譲歩を通じて紛争を解決することが望ましいこともある。⁽²⁵⁾ というのも、本件におけるような宗教上、世界觀上の対立は、ある段階でなんらかの連邦憲法裁判所での決着がついたとしても、敗訴した側から、既存の法の基本法違反性また基本権侵害性が争われることで、あるいは、一見すれば判決にしたがったとみられる法改正を偽装的に行うことで、これがまた争われることにより、憲法裁判所へ向けての新たな紛争の提起はつねに継続する虞があるからである。連邦憲法裁判所が、各種の憲法紛争に対して、平和的な統合力を発揮すべきであるならば、その紛争解決手段は、決定（*Entscheidung*）に限定されないであろう。M・コッツァーのいうように、「統合的に作用するのは、法的安定性を創出する決定である。しかしまた、非・決定が統合的に作用し得るのは、裁判

所が、基本合意をめぐる格闘のなかで、責任を、機能権限および政治的参加可能性からすれば、責任につきよりよい状況にある、国家のまた社会の諸勢力に投げ返す場合である⁽²⁶⁾、といえよう。

しかし、他方で、(b)本件にみられるように、連邦憲法裁判所の和解提案にもとづき、当事者間に和解が成立したとき、それにもとづくなんらかの立法措置を講ずることが(連邦のであれ、州のであれ)立法者に課せられるならば、連邦憲法裁判所は、和解提案を媒介にして、明示的な法的根拠もなく最も強力な立法の発案者・推進者と化し、立法強制機関と化する虞も生じるであろう⁽²⁷⁾。また、(c)連邦憲法裁判所が、和解提案により、当事者間に妥協を強いることで、とりわけ憲法異議手続においては、憲法異議提起者の基本権侵害を容認するという帰結が起り得る可能性も否定できない。このような連邦憲法裁判所による和解提案方式による紛争事案の解決が、明示的根拠がないが故に、法的枠組み、限界がどこに劃されるかは、結局、連邦憲法裁判所の決断に左右され、その結果、放棄不可能な基本権に対する侵害さえ発生するのでは、という問題も考えられよう⁽²⁸⁾。

(ii) そうであれば、連邦憲法裁判所による「和解」提案による解決の途は、どのように考えられるべきであろうか。これについては、M・コツターの指摘するところがきわめて有益であり、彼の説くところを簡単に紹介することで、この問題に対する回答にかえることとする。

彼は、和解の限界について、「和解による解決は、基本権を相対化したり、連邦国家的権限構造または憲法国家的権力分割的な建造物を歪めたりすることに帰着することがあってはならない。第三者の負担、また社会の負担となる和解も、排除される⁽²⁹⁾」、という前提のもとに、予想される憲法訴訟上の了解モデルをより精緻化すべく、以下、三点の判断基準カテゴリーを提示する。すなわち、その第一は、連邦憲法裁判所が、判決を通じて決定するか、または、例外的な場合には合意による(einverständlich)解決を追求すべきか、については「機能法的アプローチ(ein funktionellrecht-

licher Ansatz)」が有効であると、説く。機能法的な憲法解釈の判断基準によれば、「決定的なのは、連邦憲法裁判所が、単純裁判所ないしは他の国家机关との関係において、事実関係の最終的な拘束力をもつ評価のために、いっそうよく適合するかあるいはその逆か、どうかである」が、このことは、紛争の終結にどのような形式が選択されるべきかの考察に際しても妥当する（連邦憲法裁判所の裁判官職と調停者職との交換）、とされる。その第二は、連邦憲法裁判所が、根本的な社会的価値紛争や配分紛争の最終的な調停に対する適切な行為主体でないところでは、連邦憲法裁判所は、和解モデルを通じて、政治問題原理をもちだすことなしに、決定の管轄権 (die Entscheidungszuständigkeit) を、「関係する」者に差し戻すことで、不必要な「司法積極主義 (Judicial activism)」を回避できる。その第三は、連邦憲法裁判所の和解を通じての立法者へのアップीलは、権力分割の展望のもとではより緩和した手段であり、連邦憲法裁判所の立法者ないし執行部に対するパターンリズム、連邦憲法裁判所の被後見人としての立法者、といった批判に対して、連邦憲法裁判所の立法部と執行部とに対する自己制限の訴訟上の可能性を増やすこととなる。つまり、「了解による解決は、連邦憲法裁判所とその他の権力との関係を、積極的にともに統御することができ、これによって、権力の均衡化と権力の統制に対する独自の貢献をなし得る」と。

(23) これに対する学説の状況につき、vgl. N. Janz 註 (4), S. 242, Anm. 19.

(24) Vgl. M. Kotzur 註 (7), S. 81 は、基本法第九二条が「裁判」について規定しており、「調停」についてはないこと、また、基本法第一九条第四項が判決による法維持義務を前提としていること、を指摘する。もっとも、憲法裁判所法については、それは、完全な訴訟法を含むのではなく、欠缺のあることを意識して形成されていることは、定評ある連邦憲法裁判所に関する教科書でも説かれてゐる。たとえば、vgl. Schlaich/Korioth, Das Bundesverfassungsgericht. Stellung, Verfahren, Entscheidungen, 5. Aufl., 2001,

(25) BVerfGE 1, 108 (110ff.)は、「連邦憲法裁判所法は、完全な手続規律を含むのではなくて、いくつかの、無条件に必要な、憲法裁判所の手続の諸々の特殊性に適合する規定に限定されている。その他の点では、その手続の目的に適合する形成のための基礎を、その他のドイツ手続法との類推の方法で見出すことは、憲法裁判所に委ねられている」という。そうであれば、憲法裁判所法それ自体によって、独自の「手続・法形成 (Verfahrens-Rechtsfortbildung)」への自由が、カールスルーエの裁判官団に与えられていると見える (M. Kotzur 註(7), S. 79)は、「法的討議が真剣に行われる場合には、それは、けっしてただ (nur) 強調は原文) 最終的な決定 (Entscheidung) に帰着するところとだけであってはならない。意志疎通は、まさしくまた、意志疎通当事者の相互の譲り合う (gegenseitiger Nachgeben) — 強調は原文) の機会も含んでいる」と説く。なお、M. Kotzur 註(7), S. 74は、「訴訟上の和解を、「民事訴訟法や行政訴訟法上確固たる輪郭をもった法制度であり、実体法的また訴訟法的な二重効果をもつ手続関係人間の契約」と定義する。

(26) M. Kotzur 註(7), S. 78f. 基本的合意 (Grundkonsens) と「きたとえだ」 vgl. Ch. Starck, Nationaler Grundkonsens und Verfassungsgerichte, in: ders., Freiheit und Institutionen, Mohr Siebeck, 2002, S. 319ff.; ders., Das Bundesverfassungsgericht in der Verfassungsordnung und im politischen Prozeß, in: P. Badura u. H. Dreier (Hrsg.), Festschrift für 50 Jahre Bundesverfassungsgericht, Mohr Siebeck, Bd. 1, 2001, S. 25ff.

(27) M. Kotzur 註(7), S. 80.

(28) M. Kotzur 註(7), S. 80f. は、「憲法の個々の実体的規律複合体は、さまざまな程度で平和的調整に適している」ということは注目されよう。権限を限界づけるに際して、権力分割や連邦制の均衡が、その原則において動揺させられないかぎりにおいて、一定の形成活動余地が生じる。基本法上重要な領域において「和解」は、つねにただ、市民の基本権地位の最適化に帰着しさえすればよい。基本権放棄の可能性とは関わりなく、憲法裁判所は、市民の基本権をつねに保護しなければならず、そして、基本権を、間違った合意の努力の名において、プログラム規定へと価値を貶しめてはならない」という。

(29) M. Kotzur 註(7), S. 81f. Ch. Starck, 註(29) の, Das Bundesverfassungsgericht in der Verfassungsordnung und im politischen Prozeß, S. 9は、「政治問題」と「司法の自「制限」の法理は、ドイツ憲法には適合しない」という。その理由として、彼は、「憲法が政治的決定のための枠組みを前もって与えている」ということに思いを致せば、政治問題が存在するという事情が、憲法裁判所には判断が拒まれている、ということに帰着するはずはない。むしろ、憲法裁判所は、政治的決定が憲法の枠組み内にとどまっているかどうか、を審査し、決定しなければならぬ」ということを指摘する。

四 おわりに

連邦憲法裁判所の和解提案にもとづき、ほぼこれを全面的に法律化した第三次学校法改正法が成立し、二〇〇二年八月一日より発効することとなった⁽³⁰⁾。改正主要点は、ブランデンブルク州学校法第一四一条が廃止され、同法第九条が新たに規律されるにいたったが、和解提案との相違は第九条第六項にみられる。ただ、まったく実現されなかったのは、和解提案第三条に定められていた、LER授業と宗教授業に関する意見の相違を取り除くという責務をもつ「仲裁機関」の設置だけであった⁽³¹⁾。このような、連邦憲法裁判所の決定 (Beschluss) による和解提案にもとづく紛争解決方式は、論者によって、どのように評価されているのであろうか。これにつき、前稿でもその賛否両論に触れておいた。ここでは、前稿発表後に公刊されたM・コツターとN・イヤンツの評価を紹介することで、本稿を閉じる。

N・イヤンツは、「ブランデンブルク州の授業科目『生活形成・倫理・宗教科』をめぐる争いにおいて、関係当事者は、数年以上外見的には和解することなく対立していた。連邦憲法裁判所の和解提案は—これまたひじょうに異例なことではあるが—、膠着していた戦線を打破し、そして、学校での宗教授業と、LERの有益な共存を可能とする生産的な基礎を創出した。憲法上の規準の今や実現された州法への転換は、広く満足のいくものとなるう⁽³²⁾」、と連邦憲法裁判所の和解提案を積極的に評価し、この提案は、総じていえば「大岡裁きの (salomonisch)」な、徹底して均衡がとれた内容をもつものであった、と捉える⁽³²⁾。また、M・コツターも、連邦憲法裁判所法への和解規定の導入を提案するT・I・シュミットとは異なり、「和解と妥協は、将来もまれな例外にとどまるであろうし、とどまらなければならぬ。連邦憲法裁判所法に新たな和解の構成要件を定着させる必要はない」、との理由で、その法律化に対して否定的な見解に立つ。そのうえで、和解と妥協が自覚的に追求される場として、(a)最高のドイツ裁判所が、裁判官としてよりも

むしろ、調停者として、規範的憲法を助けて、それを生きた現実となし得る場を、また、(b)非—決定(=和解)が、国家共同体 (res publica) における最高の裁判所の統合委託に、際限のない司法積極主義 (judicial activism) よりはよりよく適合する場、を想定する。そして、連邦憲法裁判所の和解による解決批判に対し、痛烈に以下のようにいう。「政治は、…カールスルーエが決定する (entscheiden—強調は原文)、ということに信頼をおきすぎてきた。人口に膾炙した、カールスルーエが語った、事案は決定された、やるべきことはもうなにもない (Karlsruhe locuta - causa finita)、は都合のよい逃げ口上として役だった。今や、政党、教会、今や、しばしば適任である市民社会 (Zivilgesellschaft) が、新たに要請されている。それ故に、カールスルーエが一度ぐらい最終的決定を語らなかつたことに、何故、苦情を言い立てるのか?」⁽³³⁾と。

今後、この連邦憲法裁判所の提案による和解をめぐる議論は、いったいどのような展開をみせるのであろうか。これは、基本法第七条第三項第一文および基本法第一四一条の憲法解釈上の争点とは別の、(賛否両論を含め) 本件が提起した今ひとつの関心を引くテーマであると同時に、この議論の動向が注目されよう。

(30) これと歩調を合わせ、八月一日には、「合意」も成立し、学校法に対する「法規命令」も発効した。

(31) 第三次学校法改正法の成立過程におけるブランデンブルク州議会院内会派のそれぞれの主張と、同法に関する論評につき、たとえば vgl. K. Hanßen, Unterrichtsfach Lebensgestaltung-Ethik-Religionskunde und Religionsunterricht im Land Brandenburg, in: Landes- und Kommunalverwaltung (LKV), 2003, H. 4, S. 158f. 及び N. Janz, LER in Brandenburg - der Vorhang zu und alle Fragen offen, in: LKV, 2003, H. 4, S. 172 によれば、K・ハンセンは「ブランデンブルク教育、青少年およびスポーツ省の学校教育法・教師教育法課課長として、ブランデンブルク州学校法の当該諸規範を新たに起草するに権限を有していた (federführend)」とのことである。

(32) N. Janz 註 (4), S. 243.

(33) M. Kotzur 註(7), S. 82. Karlsruhe locuta - causa fina は「本来は」Roma locuta, causa finita と同じ方方で用いられている
よひゆゆゆ (vgl. R. Lieberwirth, Latein im Recht, Verl., Die Wirtschaft GmbH Berlin, 1996, 4. Aufl., S. 265)° フォイン語表記す
れど「, Karlsruhe hat gesprochen, die Sache ist entscheiden(es gibt nichts mehr zu tun)“ゆゆゆ°

【参考一】

ブランデンブルク州学校法第三次改正法

二〇〇二年七月一〇日

Drittes Gesetz zur Änderung des Brandenburgischen Schulgesetzes

Vom 10. Juli 2002

州議会は、以下の法律を可決した：

第一条 (Artikel 1)

ブランデンブルク州学校法の改正

一九九六年四月一二日ブランデンブルク州学校法 (GVBl. I S. 102) は、最終的には二〇〇一年十二月一八日法第三条により改正された (GVBl. I S. 316, 317) が、同法は、以下のように改正される：

1. 目次は、以下のように改正される：

第一四一条についての記載は、以下のように表記される：

「第一四一条 (廃止される)」

2. 第五条第二文において、「第七条第六項」という記載は、「第七条第八項」という記載によりおき換えられる。

3. 第九条は、以下のように改正される…

(a)第二項第一文は、以下のように表記される…

「教会および宗教共同体は、すべての学校形態および学校段階で学校の教室において、それらの教義と一致して、生徒に授業（宗教授業）を行う権利を有する。」

(b)第二項の後に、以下の第三項ないし第六項が挿入される…

第三項 宗教授業は、通例、すくなくとも一二名の生徒の参加者数を有する学習集団において実施される。宗教授業は、基準授業時間（die regelmäßige Unterrichtszeit）に組み入れられねばならない。時間割編成を通じて、生活形成・倫理・宗教科の科目の授業を受ける生徒が、補充的に宗教授業に参加し得ることが排除されることがあってはならない。

第四項 教会および宗教共同体が願うかぎりにおいて、宗教授業での生徒の成績は、この授業を教授する者により、第五七条による成績評価の諸原則に適合して評価され、また、それに応じて、第五八条により成績証明書に記載される。宗教授業の成績評価の同価値性の保障は、教会および宗教共同体の義務である。教会または宗教共同体によって委託を受けた者は、十分な教育をすることを委ねられ、そして、授業を、州の授業の拘束力のあるカリキュラム上の要綱と同価値である、その教会または宗教共同体の要綱に従って制度設計する。

第五項 州の授業のほか、教会または宗教共同体の委託により宗教授業を教授するブランデンブルク州の教員には、宗教授業の教授は、最少一二名の生徒の集団規模が達成されているかぎりにおいて、週ごと八授業時間まで、義務的担当授業時間数とともに算入される。一部の時間担当する場合には、それに応じて短縮された範囲で、この算入は認

められる。上記の教員には、補習教育および社会人教育のための通常の条件の下で、宗教教育上の補習教育および社会人教育につき、自己の教会または宗教共同体が主催する行事へ参加することができるものとする。教会および宗教共同体の委託を受けた者が宗教授業を教授するとき、その教会および宗教共同体に、これにより生じる費用につき、予算の基準に従って州の補助金が交付される。

第六項 州政府には、学校に対して管轄権を有する州議会の委員会と協議のうえ、第三項ないし第五項につき、詳細を法規命令を通じて規律することを、とくに、最少集団規模を下まわったときの宗教授業の教授、学級段階、学年段階または学校を超える集団形成ならびに教会または宗教共同体の室内での宗教授業に関して規律することを、授権される。法規命令を通じてまた、宗教の評点が、生徒の進級や卒業および資格の取得にとって、どのような意味をもつかも規定され得る。」

(c) 従来の第三項は、第七項にそして以下のように表記される…

「**第七項** 教会および宗教共同体と、とくに、宗教授業の実施および州による補助金に関し合意が図られねばならない。」

4. 第一条第三項においては、第三文の後に、以下の文が付け加えられる…

「生徒の親が、その子が、生活形成・倫理・宗教科の科目に代えて、宗教授業を受けるべき旨の、また、このような授業へ出席することを確証している旨の意思表示を学校に対して行っている場合には、当該生徒は、生活形成・倫理・宗教科の科目における授業への参加の義務を免除される。満一四歳に達した生徒にあっては、自己の意思表示が親の意思表示に代わる。」

5. 第一二条の表題は、以下のように表記される…

「第一二条 学習領域と学習領域を超える複合的テーマ」

6. 第七一条第一項第三号は、以下のように表記される…

「第三号 学校に任される通算時間の承認を含む教員の授業配置に関して決定する。」

7. 第八五条第二項第二文第九号は、以下のように表記される…

「第九号 特別の責務のために認めるべき通算時間の分割に対する原則」

8. 第八八条第一項第四文は、以下のように表記される…

「宗教授業の教授を委託された、学級の生徒に宗教授業を教授する教員は、諮問的発言権をもって、参加し得る。」

9. 第一一九条第二項においては、「第一三一条第五項」という記載は、「第一三一条第四項」という記載によりおき換えられる。

10. 第一三〇条第二項第三文においては、「第七一条第三項」という記載は、「第七一条第四項」という記載によりおき換えられる。

11. 第一四一条は、廃止される。

第二条 (Artikel 2)

ブランデンブルク州学校法の新条文

学校に対して管轄権をもつ州政府構成員は、二〇〇二年八月一日から適用される条文におけるブランデンブルク州学校法を、ブランデンブルク州法律および命令公報第一部 (Gesetz- und Verordnungsblatt für das Land Brandenburg Teil I) で、新たに公示することができる。

基本法における宗教授業の保障

第三条 (Artikel 3)

発効

本法は、二〇〇二年八月一日に発効する。

ポツダム、二〇〇二年七月一〇日

代表して

ブランデンブルク州議会

議長

マルティン・ハーバーマン

(Martin Habermann)

【註記】本法は、Gesetz- und Verordnungsblatt für das Land Brandenburg Teil I -Nr. 6. vom 11. Juli 2002, S. 55- 57 に収載されて
いる。

【参考II】

学校での宗教授業に関する命令

(宗教授業命令—RUV)

二〇〇二年八月一日

Verordnung über den Religionsunterricht an Schulen

(Religionsunterrichtsverordnung-RUV)

Vom 1. August 2002

二〇〇二年七月一〇日法律第一条第三号 (GVBl. I S. 55) により挿入された、ブランデンブルク州学校法第九条第六項にもとづき、州政府は、学校に管轄権を有する州議会委員会と協議のうえ、以下のように命ずる (Verordnen) :

第一条 通則

(1) 宗教授業は、ブランデンブルク州の学校では、ブランデンブルク州学校法第九条第二項ないし第五項の諸規定を厳守して、すべての学校形態および学校段階で教授され得る。宗教授業は、教会または宗教共同体の教義に従って行われる。

(2) 教会、宗教共同体および学校ならびに州の学校官庁は、宗教授業の実施および実施に関連するあらゆる問題で協力する。教会、宗教共同体および学校ならびに州の学校官庁が、宗教授業に関する情報を与えるかまたは宗教授業に影響をもつ決定をなすかぎりにおいて、これらの者は、互いに情報通知する (informieren)。

第二条 宗教授業

(1) 宗教授業は、教会または宗教共同体によって全権を付与され、また、委託された者 (教会または宗教共同体の教員) を通じて教授され、ならびにその者を通じて十分な教育を施される。

(2) 宗教授業は、教会または宗教共同体のカリキュラム上の要綱に従って教授される。この要綱は、州の大綱授業計画の要綱と同価値である。このカリキュラム上の要綱は、以下を含む。

1. 一般的目標および科目上の目標

2. 教授法上の諸原則そして

3. 一般的目標および科目上の目標に志向する成績評価の形式についての勧告

第三条 親ならびに生徒への情報通知

ブランデンブルク州学校法第九条第二項第三文に従い、情報通知のために、学校長と調整したうえで、学校掲示板での掲示を行うことができ、学校での特別な行事が開催でき、そして、教会または宗教共同体の文書による資料は配布され得る。教会または宗教共同体の教員は、生徒ならびに親と、学校で個人的に面談することができる。

第四条 参加

(1) 親または宗教上の判断可能年齢に達している生徒は、宗教授業への参加申請またはその撤回を、教会もしくは宗教共同体に送付するために、学校に提出する。申請および撤回は、時宜にあって学年度半期における授業終了前に、これにつづく学年度半期につき、文書により意思表示しなければならない。申請は、転校 (Schulwechsel) の後ならびに宗教上の判断可能年齢に達したときも、ひきつづき妥当する。

(2) 教会または宗教共同体は、学校に、宗教授業の学習集団への受入または別の学習集団への配置換えを報告する。教会または宗教共同体は、申請および撤回に必要な書式を作成する。

第五条 成績評価

宗教授業で達成された成績は、教会または宗教共同体の規定の基準に従い、ブランデンブルク州学校法第五七条と結合して、第九条第四項第一文に従い、成績評価の諸原則および教育課程に固有の諸規則に適合して評価される。これらの規定の厳守は、教会または宗教共同体を通じて保障され得る。成績評価は、教会または宗教共同体の願いにより、ブラ

ンデンブルク州学校法第五八条により、成績証明書に記載される。

第六条 生徒および親の権利、監督、教育処分および秩序処分

(1) 教会または宗教共同体は、ブランデンブルク州学校法第四四条第二項ないし第五項、第四六条および第四七条第一項による諸原則を遵守して、宗教授業における生徒ならびにその親の権利および義務を定める。

(2) ブランデンブルク州学校法第九条第二項と結合して、社会法典第七篇第二条第一項第八号bにより、宗教授業への参加に対して災害保険保護 (Unfallversicherungsschutz) がある。この保護は、ブランデンブルク州学校法第九条第二項と結合して、社会法典第七篇第八号第二項第一号により、宗教授業が学校のキャンパス外において、教会または宗教共同体の室内で行われる場合には、住居または学校から宗教授業へ向かう往路また復路をも含む。

(3) 宗教授業に対しては、教会または宗教共同体のデータ保護法上の諸規定が適用される。その適用に際しては、学校におけるデータ保護に関する諸規定と同価値のデータ保護が、保障されねばならない。そのほか、州のその他のデータ保護法上の諸規定も適用される。

(4) 宗教授業の間の監督については、教会または宗教共同体の教員が、学校の授業に対して適用される諸規定に適合して、責任を負う。学校で行われる宗教授業を受ける学習集団については、宗教授業の前後の時間に対する監督ならびにその授業の休講の場合の監督は、学校にある。学校から教会または宗教共同体の室内での宗教授業へ向かう路上また学校へ帰る路上における監督ならびに宗教授業の休講の場合の教会または宗教共同体の室内における監督は、教会または宗教共同体の義務である。

(5) 学校の授業に適用される、紛争の調停、教育処分および秩序処分に関する諸規定は、宗教授業においては、学校による秩序処分は、教会または宗教共同体の教員と調整したうえで、行われ得るということを条件として適用される。

第七条 集団形成

(1) 宗教授業は、通例、最少限一二名の生徒をもつ学習集団において実施される。進路指導学校や進路指導学級における学級形成のための授業組織に関する行政規則の諸規定は、下位の人数帯閾値が最少集団規模として適用されるということを経験として準用される。教会または宗教共同体の室内での学習集団の形成に関しては、教会または宗教共同体が決定する。

(2) 以上の最少集団規模を達成するために、学級を超えるまたは学年段階を超える学習集団が形成されてもよい。学年段階を超える学習集団は、授業の同価値性と成績評価とを考慮して、二学年段階以上を含んではならない。初級段階では、特別な場合にあつては、三学年段階が含まれてもよい。宗教授業を実施するに必要な場合には、学校を超える学習集団が形成されてもよい。

(3) 第二項による可能性を適用しても、学年度半期の最初の授業日時点で最少集団規模が達成されなかった場合には、地域的な事情がこれを取りわけ困難にしているとの理由があれば、最少規模は、約半数まで下まわってもよい。教会または宗教共同体の室内における学習集団の形成の可能性については、触れるところではない。

(4) 学習集団に関する決定は、学校と協議したうえで行われねばならず、また、その決定は、少なくとも一学年度半期の間、適用されるべきである。

第八条 学校経営への組み入れ

(1) 学校および州の学校官庁は、その可能性の枠内で、宗教授業を秩序だった学校経営へ接合することに責任を負う。学校は、教会または宗教共同体と了解したうえで、時間割において宗教授業のために週二時間までを計画する。

(2) 時間割編成に際しては、学校は、学校組織上のあらゆる可能性を利用して、学校で行われる宗教授業を基準授業時

間に組み入れることを計画する。宗教授業は、たんに第一時限もしくは最終時限（Randstunden）でだけ教授される、ということがあってはならない。

(3) 時間割は、ブランデンブルク州学校法第九条第三項第三文に従い、宗教授業の出席が、補充的にまた生活形成・倫理・宗教科の科目における授業へ参加することも可能とすることを、許容すべきである。

(4) 宗教授業は、州の授業科目に対して許容されている授業形態で実施され得る。

(5) 教会または宗教共同体は、学年段階を超えてまた学校を超えて行われる宗教授業を、その室内で教授することができる。この決定は、学校と協議したうえで行われねばならず、また、この決定は、少なくとも一学年の間、適用されるべきである。

(6) 教会または宗教共同体は、学校に、その都度の学年度における授業開始後、遅くとも二週間までに、学校で宗教授業が初めて設けられる場合には遅くとも四週間までに、意図された集団形成、そして、場合によったら、学校の教室での宗教授業の教授を報告する。何校かの学校の生徒が一つの学習集団に参加する場合には、学校と宗教授業の教授を委託された教員もしくは教会または宗教共同体の宗教授業に管轄権を有する機関との間で、時宜に適って宗教授業のための時間の確定に関する調整が行われなければならない。この手続は、おそらくは学習集団の生徒のうちの多数が所属するであろう学校（基幹学校）の学校長によって調整される。

(7) 宗教授業を学校経営に組み入れるに際して、学校と教会または宗教共同体の教員との間で問題が生じたときは、管轄権を有する州の学務局は、宗教授業に管轄権を有する教会または宗教共同体の機関を関係させたりえて、調停する。

第九条 学校の教室

宗教授業が学校で行われる場合には、宗教授業は、教室の割当において州の授業諸科目と同等に扱われねばならない。

第一〇条 発効

本命令は、二〇〇二年八月一日に効力を生じる。

ポツダム、二〇〇二年八月一日

ブランデンブルク州政府

州首相

マテューアス・プラツェック(Matthias Platzeck)

教育・青少年・スポーツ大臣

シュテッフェン・ライヘ(Steffen Reiche)

【註記】本命令は、Gesetz- und Verordnungsblatt für das Land Brandenburg Teil II-Nr. 21 vom 26. August 2002, S. 481-483 に収載されている。

【参考Ⅲ】

ブランデンブルク州教育・青少年・スポーツ省

と

ベルリン・ブランデンブルク州の福音教会、ベルリン大司教区、ゲルリッツ司教区ならびに

マグデブルク司教区

との間の

ブランデンブルク州学校法第九条第七項によるブランデンブルク州における宗教授業実施に関する合意

Vereinbarung über die Durchführung des Religionsunterrichts im Land Brandenburg gemäß §9 Abs. 7 des Brandenburgischen Schulgesetzes

zwischen

dem Ministerium für Bildung, Jugend und Sport

des Landes Brandenburg

und

der Evangelischen Kirche in Berlin- Brandenburg, dem Erzbistum Berlin,

dem Bistum Görlitz sowie dem Bistum Magdeburg

児童および青少年を育成 (Bildung) するには、宗教的な教育 (Erziehung) ないしは価値に志向した教育が必要であることを意識して、合意締結当事者 (die Vertragsschließenden) は、署名した諸教会が、ブランデンブルク州の学校の教室 (Raum) で、宗派による宗教授業を行うことに合意する。宗教授業の実施につき、ブランデンブルク州の学校における宗派による宗教授業に対するさまざまな法見解やそこから派生する諸々の立場を保持しつつ、以下の規律が講じられる：

1. 通則

ブランデンブルク州の学校では、宗教授業は、ブランデンブルク州学校法第九条第二項に従い、すべての学校形態および学校段階で教授され得る。宗教授業は、福音教会またはカトリック教会の教義に従って行われる。授業の教授は、通例、学年度交替に始まる。

基本法における宗教授業の保障

2. カリキュラム上の要綱、成績評価、成績証明書

2. 1. 宗教授業は、教会の拘束力をもつカリキュラム上の要綱に従って制度設計され得る。この要綱は、州の大綱授業計画の要綱と同価値である。このカリキュラム上の要綱は、以下を含む…

1. 一般的目標および科目上の目標、
2. 教授法上の諸原則そして

3. 一般的目標および科目上の目標に志向された成績評価の形式についての勧告

2. 2. 宗教授業における生徒の成績は、この授業を行う者によって、ブランデンブルク州学校法第九条第四項に従い評価される。成績評価は、ブランデンブルク州学校法第五七条第一項ないし第三項に従い、成績評価についての諸規定にならう。さらに、教育課程に固有の諸規則のうち、成績評価についての諸規律が適用され得る。生徒が、すくなくとも三か月間、宗教授業に参加したときは、成績評価は、宗教授業の教授を委託された教員によって行われる。これらの規定の厳守は、教会を通じて保障され得る。監督は、州の学校官庁の義務である。

2. 3. 成績評価は、科目表記「宗教授業」(福音主義/カトリック)の下で、「成績」の部分において成績証明書に記載される。科目表記には、以下の脚注が付けられる…「宗教授業は、…教会/宗教共同体の責任で教授された。」

3. 宗教授業に対する情報通知

3. 1. 宗教授業の教授を委託された教員は、適切に、口頭でか文書により宗教授業に関して情報通知する権限を有する。教育・青少年・スポーツ省 (das MBJS) は、父母会 (die Elterngremien) に、情報通知の目的のために、ブランデンブルク州学校法第七六条に従い、教会の代理人を、その集会および会議に召喚することを勧告する。

3. 2. 学校は、親、生徒への宗教授業に関する情報通知に際して、宗教授業の教授を委託された教員を支援する。

教員には、自己を紹介し、また、学級の学級担任と相互に調整して、宗教授業を紹介する機会が与えられる。

3. 3. 通例、情報通知は、生活形成・倫理・宗教科の授業科目に関する学校の情報通知と時間的に関連して行われる。

4. 宗教授業への参加

4. 1. 宗教授業に参加する生徒は、その親が、参加の旨を文書により意思表示した生徒である。満一四歳に達した生徒にあっては、自己の意思表示が親の意思表示に代わる。学校は、宗教授業の教授を委託された教員または宗教授業に管轄権を有する教会の機関に、この意思表示を送付する。

4. 2. 宗教授業に対する申請の撤回は、学年度半期 (ein Schulhalbjahr) 末までに文書により、これにつづく学年度半期に対してできる。

4. 3. 教会は、親または宗教上の判断可能年齢に達している (religionsmündig) 生徒に、学年度半期末までにまたは参加申請の撤回に際してその都度、宗教授業への正規の参加を文書で証明する。

5. 宗教授業の組織

5. 1. 宗教授業は、ブランデンブルク州学校法第九条第三項に従い、通例、最少限一二名の生徒をもつ学習集団において実施される。学習集団の規模は、学校の教室における教育上の理由または組織上の理由から、約半数まで下まわってもよい。進路指導学校や進路指導学級における学級形成のための授業組織に関する行政規則の諸規定は、下位の人数帯閾値 (der untere Bandbreitenwert) が最少集団規模として適用されるということを条件として準用される。学習集団規模を達成するために、学級集団、学年段階集団、または学校を超える学習集団が形成されてもよい。教会の室内 (Raum) での学習集団の形成に関しては、教会が決定する。学習集団の形成に関する決定は、学年度における授業開

始後、二週間までに、学校で宗教授業が初めて設けられる場合には遅くとも四週間までに、学校長と協議したうえで行われねばならず、また、その決定は、少なくとも一学年度の間、適用されるべきである。

5. 2. 宗教授業が、学校を超えてまたは教会の室内で行われる場合には、学習集団は、組織上は、その学習集団が初めて組織された時点で、多数の生徒が所属した学校に附属させられる（基幹学校 *Stammschule*）。宗教授業の教授を委託された教員は、州の学務局（*das Schulamt*）および関係する学校に、学習集団の基幹学校への附属に関して情報を通知する。

5. 3. 教会の要綱に適合して、各学習集団は、週二時間まで宗教授業を教授され得る。学校は、内部および外部的学校事項における学校組織に関する行政規則（学校経営に関する行政規則—*VV-Schulb*）に従い、宗教授業が基準授業時間（*die regelmäßige Unterrichtszeit*）に組み入れられることを、学校組織上のあらゆる可能性を利用して計画する。時間割編成（*die zeitliche Gestaltung*）を通じて、ブランデンブルク州学校法第一条第三項に従って、LER科目の授業を免除されない生徒が、補充的に宗教授業に参加し得ることが排除されることがあってはならない

5. 4. 宗教授業に対しては、教会のデータ保護法上の諸規定が適用される。その適用に際しては、学校におけるデータ保護に関する諸規定と同価値のデータ保護が保障されねばならない。そのほか、州のその他のデータ保護法上の諸規定も適用される。

5. 5. 宗教授業の間の監督については、学校の授業に対して適用される諸規定に適合して、宗教授業の教授を委託された教員が責任を負う。学校で行われる宗教授業を受ける学習集団については、宗教授業の前後の時間に対する監督ならびにその授業の休講の場合の監督は学校にある。教会への通学路（*der Weg*）を含めまた宗教授業の休講に際しては、教会の室内での宗教授業における監督は教会の下にある。

6. 教会の教員

6. 1. 宗教授業は、教会によって全権を付与された（教会の召命または使命 *vocatio oder missio canonica*）または、教会によって委託された者（教会の教員）を通じて教授される。その者は、十分な教育を施さなければならぬ。

6. 2. 教会の教員は、ブランデンブルク州学校法第八五条第一項により、教員会議の構成員であり、また、ブランデンブルク州学校法第八八条第一項により、諮問的発言権 (*Beratende Stimme*) をもつ学級会議の構成員でもある。そのほか、教会の教員は、ブランデンブルク州学校法第七六条第一項により、学校協力審議会の審議に参加することもできる。

7. 州の教員

7. 1. 教会によって全権を付与された (*vocatio oder missio canonica*)、また、州の授業のほかに教会の委託で宗教授業を教授する、ブランデンブルク州学校法第六七条による州の教員には、宗教授業の教授は、最少限一二名の生徒の集団規模が達成されているかぎりにおいて、各週八授業時間まで義務的担当授業時間数 (*Pflichtstundenzahl*) にも算入される。進路指導学校や進路指導学級における学級形成のための授業組織に関する行政規則の諸規定は、下位の人数帯閾値が最少集団規模として適用されるということを条件として、しかるべく適用される。一部の時間担当する場合には、それに応じて短縮された範囲で、この算入は認められる。

7. 2. 教会は、州の学務局に、宗教授業を教授するために考慮すべき教員および宗教授業における教員の計画的な配置を報告する。この報告は、その都度のこれにつづく学年度のために、暦年の四月一日までに行われる。

8. 教会と州の学務局との間の協働

基本法における宗教授業の保障

生徒は、宗教授業への参加または不参加を理由に、優遇されたり、不利益扱いされてはならない。宗教授業を、授業組織のなかに組み込む際に困難が生じたときは、管轄権を有する州の学務局が、教会の諮問に依じて調停すべく活動する。州の学務局は、教会に対して、学年度はじめに文書により、管轄権を有する教育委員 (die zuständige Schulinstitut) oder den zuständigen Schulrat) を指名する。

9. 州の補助金

9. 1. 教会には、教会の教員による宗教授業の教授に対して、これにより生じる費用につき、予算の基準に従って州の補助金が交付される。州予算法 (LHO) の諸規律および同法のために公布された行政規則の諸規律とが、顧慮されねばならない。

9. 2. 補助金は、按分比例により (anteilig) 以下を含む⁽¹⁾：

ブランデンブルク州学校法第六七条によれば、州の教員ではない宗教授業の教授を委託された教員に対する人件費、教授用具や教材に対する物件費および宗教授業を教授する者の、必要な試験を含む職業教育、補習教育および社会人教育に対する費用。

(1) 補助金算出の型どおりの表示は、添付資料として合意の構成部分である。

9. 2. 1. 人件費の補助金

教員による宗教授業が、ブランデンブルク州学校法第六七条に従い教授されるかぎりにおいて、教授された授業時間数、形成された学習集団およびこれに参加する生徒は、以下の諸規定においては考慮されない。

9. 2. 1. 1 人件費に關係する補助金の配分は、初級段階 (die Primarstufe) (第一学年段階から第六学年段階まで) ならびに第二次段階 I (die Sekundarstufen I) および第二次段階 II (die Sekundarstufen II) ^{註1} に対して、各別

に算出される。

9. 2. 1. 2. それぞれの学校段階で認められる学習集団数は、ブランデンブルク州における宗教授業に参加する生徒数を、州の除数一六 (Landesteiler 16) で除したのから割り出される。

9. 2. 1. 3. 州全域での (Landesweite) それぞれの学校段階で実際に教授される週の授業時間数と実際に形成された学校段階ごとの学習集団数の除したのから、学習集団ごとの平均的な週の授業時間数は割り出される。

9. 2. 1. 4. 平均的な週時間数と、認められる学習集団数の積が、週あたりの授業義務 (Unterrichtspflicht-*Eng.*) で除され、そして、補助金を支給すべき学校段階ごとの教員職 (Stelle) 数が生じる。第二次段階 I と第二次段階 II では、授業義務は総計週二六時間であり、そして、初等学年段階では、総計週二七時間である。

9. 2. 1. 5. 平均的人件費を調査するため、初級段階の教員職需要 (der Stellenbedarf) に対しては、報酬グループ IVa のその都度妥当する平均率が、第二次段階 I の教員職需要に対しては、報酬グループ III が、そして、第二次段階 II の教員職需要に対しては、報酬グループ IIa のそれが、公が設置主体 (öffentliche Trägerschaft) である学校での教員にとって基礎とされる。この算定基礎にもとづき、各学校段階で算出された人件費のうち、各九〇パーセントを MB JS は支払う。

9. 2. 2. 物件費の補助金

カトリック教会は、初めて宗教授業が教授される学校ごとに、一〇〇〇ユーロを受領する。福音教会に対しては、二〇〇一／二〇〇二学年度の間に支給された物件費の補助金が、二〇〇二／二〇〇三学年度からは継続的に記入される。

9. 2. 3. 職業教育、補習教育また社会人教育に対する補助金

州の学校で宗教授業を教授する者の、必要な試験を含む職業教育、補習教育および社会人教育に対し、教会が受ける

補助金は、第9・2・1号による人件費補助金の概算五パーセントである。

9・3・署名者は、州の補助金の算出に対して、二〇〇四／二〇〇五学年度から算出モデルを変更することに合意する。同モデルは、参加者ごとに補助金を支出することから出発しつつ、とりわけ教授された週の時間および賃率上の適合性を顧慮して、人件費ならびに物件費そして職業教育、補習教育および社会人教育のための費用にに応じて、区別すべきである。

9・4・MBJSは、その都度の学年度開始決定日に、宗教授業を受講申請した生徒数の統計をとる。データの集計は、宗教授業の教授を委託された教員と互いに協力して、学校で行われる。集計結果は、教会の自由な処理に任される。これと同時に、集団数、集団規模および教授された授業時間数ならびに州の教員による宗教授業の教授、についても報告される。

10・宗教教育上の社会人教育

10・1・管轄権を有する州の学務局への申請にもとづき、年ごとに州の二〇名の教員まで、宗教教育上の社会人教育への参加が許される。この教員は、このために、短期集中セミナーへ参加するために一授業週の範囲で五の学年度半期 (fünf Schulhalbjahren) までの期間で、また、宗教教育上の社会人教育の別の行事に対しては五の授業日 (fünf Unterrichtstage) までの期間で、授業を免除される。さらに、この教員は、召命会議 (eine Vokationstagung) が、授業のない時間に実施され得るのではないかぎりにおいて、二日の間まで同会議に参加するために一回、授業免除を認められる。免除に関する決定を行うのは、州の学務局である。

10・2・教会に、管轄権を有する州の学務局は、州のどの教員が、宗教教育上の社会人教育へ採用されたか、を時宜に適って情報通知する。

11・協力

合意締結当事者の一方が、宗教授業の実施に直接関わる事項に関して決定をしたりまたは情報通知を発する前に、合意締結当事者は、ブランデンブルク州と教会間の合意 (die Verträgen) の諸規定に適合して、時宜を失することなく相互に協議しあう。

12・発効、失効

12・1・本合意は、二〇〇二年八月一日に発効し、さしあたって、二〇〇四年七月三十一日まで適用される。その効力は、その都度の学年度満了前三カ月に、合意締結当事者の一方から破棄通告するのでなければ、その都度、一年更新される。

12・2・一九九七年三月三日ブランデンブルク州学校法第九条第二項および第三項による、ブランデンブルク州での福音主義の宗教授業に関するベルリン・ブランデンブルクの福音教会と教育・青少年・スポーツ省間の合意は、本合意の発効をもって失効する。

ポツダム、二〇〇二年八月一日

教育・青少年・スポーツ大臣

Steffen Reiche

ベルリン・ブランデンブルクの福音教会を代理して^{註2}

宗務局長

博士 Uwe Runge

ベルリン大司教区を代理して

Georg Kardinal Sterzinsky

ゲルリッツ司教区を代理して

司教 Rudolf Müller

マグデブルク司教区を代理して

司教 Leo Nowak

註¹ ブランデンブルク州では、Primarstufe は、いわゆる Grundschule (基礎学校) に該当する。Sekundarstufen I は、第七学年段階ないし第一〇学年段階であり、それ故に、総合学校 (Gesamtschulen)、ギムナーシウム (Gymnasien) および実科学校 (Realschulen) を意味する。Sekundarstufen II は、職業学校、職業専門学校またギムナーシウムの上級段階 (Oberstufe) 等々である。

註² 以下、合意締結当事者の署名がつづくが、教会側の代理人の署名については、署名の右横に、それぞれの管轄区を表示する紋章が押印されている。

(二〇〇三年九月二四日提出)